

伯州木綿買宿西紙屋の借銀と越後屋の対応

下向井 紀彦

はじめに

- 一 借銀の実態と解決への動き
 - 二 借銀一件解決後の推移
- おわりに

はじめに

三井越後屋（以下、越後屋）では、天明二年（一七八二）から伯州木綿の仕入を開始する⁽¹⁾。銀額の上では、伯州・雲州木綿は京本店の仕入れる主力木綿の一つであった。伯州木綿の仕入にあたり、越後屋は伯州赤碕の商人である西紙屋佐兵衛を買宿に任命した。越後屋から注文を受けた西紙屋は伯州各地で木綿を仕入れ、それを京・大坂に積寄せ、木綿仕入額に応じて口銭収入を得ていた。さらに越後屋は、天明七年（一七八七）に運上銀上納と引き換えに赤碕での木綿

集荷を独占する問屋格の権利を獲得し、加えて伯州木綿仕入にかかわる仕入金を鳥取藩との為替取組によって藩札で現地調達するようになる。⁽²⁾ こうして天明末年に越後屋は買宿の任命、買方役（越後屋の仕入担当手代）の派遣、現地での集荷独占権の獲得や仕入金の安定的確保などを通して、伯州木綿の仕入体制を構築したのであった。寛政十二年（一八〇〇）には雲州木綿の仕入にも乗り出す。

右の諸点は前稿で明らかにしたことであるが、本稿ではこれに引き続き、寛政年間の仕入体制見直しについて検討する。本稿でとりあげるのは、寛政四年（一七九二）に発生した西紙屋佐兵衛の借銀問題（本稿では以下これを借銀一件と呼ぶ）とその顛末である。この事件についてはこれまででもいくつかの研究の中で言及されている。ここでは借銀そのものを越後屋に対する西紙屋の「従属性」を示す事例として、⁽³⁾ あるいは借銀に対する越後屋の対応を、越後屋への忠誠心を引き出しつつ仕入促進効果をねらう「買宿支援」として⁽⁴⁾ 評価されている。

これらの研究では借銀一件の概要に触れるにとどまっているのだが、この一件を詳しくみていくと、事件の前後で仕入の体制に変化が生じていることがみえてくる。そこで、本稿では、事件にいたるまでの経緯や問題解決の過程、その後の動向について具体的に検討し、借銀の実態や当時西紙屋の抱えていた問題などを明確にした上で、寛政四年の借銀一件を越後屋の伯州木綿仕入体制整備の画期となる重要な事件として捉え直したい。

なお、この一件は特に越後屋京本店と西紙屋佐兵衛との問題であるため、以下、本章では主に京本店という表現を用い、越後屋全体を説明する場合に限り越後屋と表現する。

(1) 『三井事業史』（本篇第一巻、一九八〇年）、賀川隆行「近世後期の越後屋の経営」、『三井文庫論叢』九、一九七五年）、

同「近世後期の京都における越後屋の営業組織」、『三井文庫論叢』一一、一九七七年）、同『近世三井経営史の研究』（吉

川弘文館、一九八五年）。下向井紀彦「天明年間における三井越後屋の伯州木綿仕入活動」（『三井文庫論叢』四六、二〇一二年）。

(2) 前掲下向井論文。後には、大山本坊、松江藩、在地商人の上方への送金についても為替取組をして仕入金確保するケルとも確認できる（「書状之留帳」鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料二四）。

(3) 田中康雄「史料紹介 伯州赤碕西紙屋文書」（『三井文庫論叢』一一、一九七八年、二七七～二七八頁）。

(4) 武居奈緒子『大規模呉服商の流通革新と進化』（千倉書房、二〇一四年、九九～一〇〇頁）。

一 借銀の実態と解決への動き

1 借銀の発覚

まずは、本件の発覚の経緯と背景についてみてみよう⁽¹⁾。寛政四年十月、京本店の手代・沢田文次郎が伯州買方役に命じられ、伯州へ派遣されることになった。例年であれば西紙屋佐兵衛が木綿の生産状況の報告と買方役の迎えのために十月中頃には上京してくるはずだが、この年は上京が遅れており、なかなか現れなかった。そのため、京本店は佐兵衛の到着を待たずに文次郎に出発を指示し、文次郎は十月二十五日の夜船で下坂した。大坂到着後、折しも風向きが悪く、大坂を発つ船が欠航していたことから（「風並悪敷、出船無之」⁽²⁾）、文次郎は大坂の船問屋に逗留していたところ、遅れて登坂してきた佐兵衛と出会うことになった（「大坂船問屋にて左兵衛ニ出合」⁽³⁾）。その際佐兵衛が文次郎に「願筋之儀」を申し出た。文次郎が事情を聞き大筋を承知し捨て置きがたい事態であると判断したことから、文次郎は急遽二十八日の夜船で佐兵衛を連れて帰京した。すぐさま木綿方頭役の茂助・和七が佐兵衛から事情聴取を行った。こうして西紙屋

佐兵衛の借銀の事実が明るくなったため、木綿方は事情聴取の結果を京本店会所に報告した⁽⁴⁾。

西紙屋の歎願内容は以下のようなものであった。次の史料は京本店支配人が西紙屋借銀一件を整理したものである。

〔史料一〕⁽⁵⁾

(前略)

天明⁽⁴⁾三辰年佐兵衛儀病氣取合致死去、跡弟へ名前譲相続仕来、(寛政四年)去子春迄不相替買方ニ罷下候、尤親左兵衛代より古借少々在之候へとも、次第ニ買方も手広相成、世間向取引銀子振替等も出来旁当座遺操を以相凌来、毎となく歩合おわれ大借ニ相成、身上及滅却、無是非店表江相願候積ニ而去子^(寛政四年)十月大坂へ向左兵衛罷登候(中略)左兵衛口上書を以相願申候処左之通

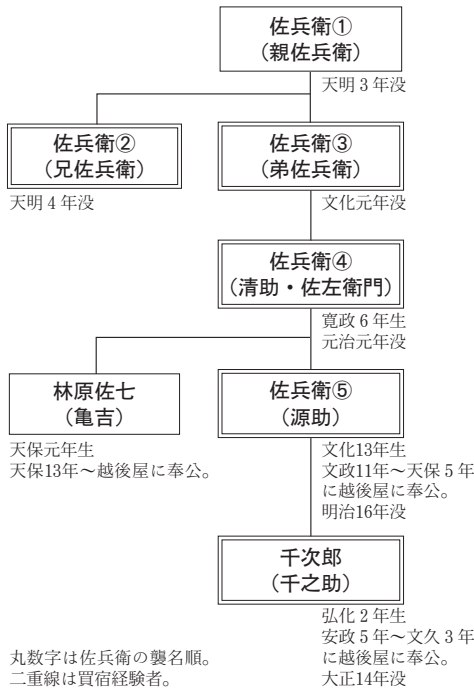
一 銀四拾七貫五百匁余 国方年々借金高

一 銀四拾貫九百六匁四分 店買銀引残高

右之通在之

(後略)

史料の内容に入る前に、買宿である西紙屋佐兵衛親兄弟の襲名関係について整理しておきたい。西紙屋佐兵衛という名前は、寛政四年までに、①親佐兵衛(過去帳では初代)、②兄佐兵衛(親佐兵衛の子)、③弟佐兵衛(親佐兵衛の子、過去帳上では二代目)の三名が名乗っていた(本稿では便宜的にこの呼称を用いる)。過去帳によると、天明三年に親佐兵衛が死去し、翌年に兄佐兵衛も死去しているといふ⁽⁶⁾。その後、天明五年に弟佐兵衛が買宿請負の誓約書⁽⁷⁾を越後屋に



第1図 西紙屋の推定略系図

資金繰りに逼迫した佐兵衛は、その窮状を京本店に歎願するために大坂に出た。すなわち、親佐兵衛の代からの古借も多少あるが、買宿に任命されて木綿の仕入も手広く行うようになってから京本店から預かる仕入金も増え、それを仕入以外にも流用するようになった。今年まで当座のやりくりをしてきたが毎度の利息返済におわれて大借銀となり、ついに経営破綻に追い込まれた。そこで京本店に借銀返済の援助を願い出るつもりで佐兵衛は登坂したのであった。

大坂で文次郎と合流して京本店に向かった佐兵

提出し、買宿経営を担ってきた。寛政四年に借銀の累積を白状したのは弟佐兵衛である。文政元年（弟佐兵衛の息子の代。弟佐兵衛は文化元年七月三日没）作成の史料にも「天明三辰年右佐兵衛（兄佐兵衛―著者註）死去、跡弟^{親父}名前讓請相続有之候⁸」とあり、天明四年に兄佐兵衛が死去したあと弟佐兵衛が襲名し買宿を相続したとある。佐兵衛と名乗った人物は親佐兵衛、兄佐兵衛、弟佐兵衛の三名であり、越後屋と買宿契約を結んだのは兄佐兵衛である（第1図）。親佐兵衛は既に病身であり、西紙屋の商売は兄佐兵衛が担っていた¹⁰。

右の事情を踏まえて「史料一」を見ると、天明四年に兄佐兵衛が病死した後、弟佐兵衛が西紙屋を継承して越後屋の買宿を続けており、寛政四年も例年通り京本店の買方役は仕入に下向して来た。借銀の累積を隠すことができないほど

第1表 西紙屋借銀相手と借銀高
(単位 匁)

借銀相手	借銀高
京都 伊勢屋利右衛門	9,800.00
大坂 淀屋清兵衛	3,500.00
国方 元右衛門	4,000.00
同上 佐一右衛門	8,500.00
同上 彦左衛門	4,500.00
同上 次郎兵衛	17,200.00
ノ	47,500.00

出所)「諸方借用銀覚」(三井文庫所蔵史料 本
1474-45)。

の借銀も見えるが、大半は国元商人からの借銀であり、特に次郎兵衛は一七貫二〇〇目と突出している¹³⁾。彼らはいずれも紅花や木綿を扱う商人であったと思われる。この中で大坂の淀屋清兵衛は、鳥取藩領倉吉から出ており、大坂の木綿問屋として伯耆西三郡(汗入郡、会見郡、日野郡)の木綿を取引し、嘉永年間には大坂において鳥取藩の木綿販売を独占するに至る商人のひとりであった¹⁴⁾。西紙屋は領内商人との取引関係だけでなく、越後屋以外の上方商人の木綿・紅花仕入も行っていたことがうかがわれる。伊勢屋や淀屋からは越後屋同様に仕入金を貸し付けを受け、国元商人からは運転資金を借り入れていたものと思われる。

京本店では事情聴取と平行して買方役経験者にも聞きただしていた。しかし買方役経験者も借銀の実態については把握していなかった(買役之者迎も相糺候処二匁不存¹⁵⁾)。京本店支配人らはこの事態を「別宅中」(ここでは三井家主人に表向きに披露することはできない案件だと判断した。そこで内々に相談の上で、中西宇右衛門に対応を依頼した¹⁷⁾)。宇

衛は、先述した木綿方での事情聴取と会所への報告の過程で「口上書」¹¹⁾を提出した。「史料一」にあるように、佐兵衛は伯州での京・大坂・領内商人からの借銀(「国方年々借金高」四七貫五〇〇目と、京本店から西紙屋に送り西紙屋で管理していた仕入金の残銀(「店買銀引残高」四〇貫九〇六匁四分を報告しており、仕入金余剰額を上回る額の借銀累積を申告してきたのである。佐兵衛の「口上書」には右の金額は記載されていないが、「引負銀并取替物其外有物高」等を記載した史料がある¹²⁾)。第1表に佐兵衛の伯州での借銀額と内訳を記載した。合計額は銀四七貫五〇〇目で先述の申告と一致する。内訳は京都の伊勢屋利右衛門(紅花問屋)から九貫八〇〇目、大坂の淀屋清兵衛(木綿問屋)から三貫五〇〇目といった国元以外の商人から

右衛門は天明二年に買宿契約締結のために初めて伯州に赴いた手代である。その時の相手は兄佐兵衛であり、当時の借銀状況などを把握するうえで最適な人材だった。宇右衛門はすでに退役していたが、この時「幸手透」であったという。宇右衛門は一人ではなく京本店の正式な特使として借銀の状況把握と処理にあたることになった。十一月十二日夜、買方役文次郎と宇右衛門は、供付一名を伴い、佐兵衛とともに伯州へ向けて出発した。⁽¹⁸⁾以降、宇右衛門が京本店側の窓口となり、西紙屋佐兵衛の借銀一件の処理にあたっていく。

2 原因調査と実態把握

西紙屋の借銀一件についてはその顛末を記した記事（「西紙屋佐兵衛借財始末書」⁽¹⁹⁾以下、始末書）や、宇右衛門と京本店との書状、宇右衛門が買宿に宛てた書状の控等が残っている。これらにより借銀の実態や解決の過程をみていこう。

(1) 国元での借銀の実態

十一月二十三日、三人は佐兵衛の本拠地である伯州赤崎に到着した。宇右衛門はまず佐兵衛の親類中と相談し、事態の概要調査を始める。その結果明らかになってきたのは、兄佐兵衛の借銀の実態であった。⁽²⁰⁾兄佐兵衛は越後屋紅店の紅花買宿として紅花仕入も行っており、買宿分以外で仕入れた紅花が捌けずに大損失を出し、弟佐兵衛はそれを引き継いでいるというのである（「兄左兵衛存命之内、紅花ニ而余程損毛在之、追々持越相成」⁽²¹⁾）。これは紅花を仕入れた際に低品質の紅花を誤って高値で仕入れて売却時に損失を出したり、販売を翌年に持ち越して損失を出したためだといふ。⁽²²⁾弟佐兵衛はそれを埋め合わせようと努力したがかえって損失を増やした。ここには、綿の売買での損失や、転売益で借銀の穴埋めを目論んだのか、鱒（干鱒カ）四〇〇〇俵を買い入れたものの相場が下落し、持ちこたえられなくなってから売却した結果生じた損失もあった。⁽²³⁾そのため先述のような額面の借銀となったのだという。これまで兄佐兵衛・弟佐

兵衛の一存で経営していたため状況が伝わっておらず、不慮の難渋に親類一統当惑することになった。

また、宇右衛門による大借銀の原因調査の過程で、買宿側は兄佐兵衛の存命中に「帳面」での勘定をしておらず、当代の佐兵衛も兄佐兵衛から引き継いだ事業については同様に帳面での勘定をしていなかった、と主張した。そのため借銀の手がかりがつかめず、口述による調査に頼ることになったというのである（「大借銀之儀吟味仕候処、兄佐兵衛殿時分より帳面を以勘定抔致事無之、当時佐兵衛殿同様之仕方にて一向吟味之手掛り無之、唯口演而已之事にて扱々不都合千万成儀ニ御座候²⁴」）。さらに、この借銀の存在自体は親類中にも露見しておらず、経営に関与していた弟善兵衛のみ知るところであった。佐兵衛の母親も初めて借銀を知り、「打驚涙ニ咽斗」で、宇右衛門も「扱々気毒千万ニ存知候」と述べている（「家内一家中逆も右大借銀之様子ハ一向存不被申候趣ニ御座候、弟善兵衛殿者委細之様子能存知、則佐兵衛殿同心ニ相見え申候、老母初而大借之趣承り被申打驚涙ニ咽斗ニて扱々気毒千万ニ存知候²⁵」）。買宿側の弁明であるため、帳簿を作成していなかったという供述が真実であるかは疑わしいが、いずれにしても勘定の不徹底と親類中への支援要請もなかったことにより、借銀が膨大な額になったがこれを放置し、経営破綻するまで借銀処理を先送りしていたのである。

(2) 預け銀問題の発覚

宇右衛門の調査の過程で問題になったことがもう一つある。宇右衛門の発言として、買宿の親類中に苦言を呈しているものがある。

〔史料二〕⁽²⁷⁾

(前略) 国々買宿多く有之候得共、先祖より建方之通買役之者罷帰り候之砌勘定合急度相片付買宿ニ少々之銀子

ニ而も預置候儀一切無之建方ニ有之候、当国之儀者如何致候事哉、大銀預置候様ニ仕来、此処支配人甚不念御座候、此度之様子主人江相聞え先規之趣と者違候之取斗杯と被仰出候時者支配人者勿論文次郎まで監督責任を問われることになる。此処何共苦々敷奉存候、銀子取立之儀ニおゐて者如何様工風可有之候（後略）

生産地の買宿では買方役が仕入金を持ち帰って京本店で勘定合わせをし、買宿に仕入金を預けない規則になっているにもかかわらず伯州では多額の仕入金を買宿に預けているのはどういふことか。これに気づかなかった支配人の過失でもある。今回の不祥事が三井家主人らに露顕した場合、支配人から買方役の文次郎まで監督責任を問われることになるので、いかなる手段を用いても債権回収しなければならない。ここで注目したのは、越後屋の木綿仕入金の所在である。つまり、先述した仕入金の残余を買方役は京本店に返送せずに買宿に残していたということになる。木綿方も帳簿上のみで残金を計算して処理し、それを京本店支配人に報告していなかったのである。佐兵衛は仕入金を自由に流用できる状況だったのである。

京本店支配人は宇右衛門に出した書状の中で、兄佐兵衛の「借銀之様子并是迄先操虎ノ子渡シ仕来候工面合」について、帳面で勘定合わせできないことを苛立たしく思っていると綴っている。²⁸この「虎ノ子」は佐兵衛に預けていた越後屋の木綿仕入金と考えられる。買宿は越後屋の木綿仕入にあてるべき資金の一部を、本来の目的とは異なる国元での借銀返済に流用していたのである。そして、この流用した仕入金を穴埋めしようとして短期の借銀（日合之銀かり）²⁹等をくり返したことも、先述の借銀累積の一因となっていた。

3 宇右衛門と親類中の協議

(1) 借銀返済をめぐる親類中との交渉

買宿側の中屋与惣兵衛などは、国方借（西紙屋の自分商売の借銀）の返済を優先し、その後京本店の借銀返済をしたいため返済期間に猶予がほしいと要望し、宇右衛門もそれを受けて返済計画を練ることとなった（「先国方借金取扱之様子次第ニ而店表へ少も余分入銀可仕間猶予致呉候様与之儀親類内中屋与惣兵衛と申仁引かけ深切ニ被致世話」³⁰）。

宇右衛門の調査を踏まえて、親類中では毎晩対応を相談していた。しかし、彼らは西紙屋を救済する資金を持ち合わせていなかった。彼らの資産総額は銀三七貫目余相当、それを全て売却したとしても、額面の六、七割程度金額にしかならないと試算していた（「マシエメ、書附ニ相見え候得共、当時銀ニ振替候時者七掛敷又者六掛位ニ当り候哉」³¹）。寛政四年段階の佐兵衛親類の有物額を第2表に記した。佐兵衛が他人から取っている質物で銀三貫一〇〇目、掛け置いている頼母子の講銀で銀三貫目、田畑で銀三貫七〇〇目、呉服等現物有物で銀四貫目、不用品銀二貫目の合計一九貫目余、その他、他人への貸付等で合計銀一七貫二〇〇目余、合計銀三七貫目余であり、この記述と合致する。結局、親類中は西紙屋全資産での借銀完済は不可能との結論にいたったのである。佐兵衛は宇右衛門に「誠ニ御店ニ対シ一向申訳無之、世間向迎も取扱甚六ヶ敷、此上者御店御賢慮次第」と述べて、京本店に支援を求めた。また、親族らは佐兵衛の行いを非難しつつも、自分たちの難渋ぶりを強調しながら支援は困難であることを述べて、宇右衛門に対応を投げ返したのである³²。

この親族との交渉の中で、宇右衛門は三好屋長左衛門（西紙屋佐兵衛の親類中で「佐兵衛殿親方」とされる人物）との対談を行う。三好屋長右衛門は、三井への借銀額の内、どの程度返済すれば許してもらえるかと、返済額の割合について宇右衛門との交渉を開始した。宇右衛門はそれは追々交渉するとした上で、「此度之儀者店表不しまり之取扱故主

第2表 佐兵衛の有物高

単位：銀 匁

有物高	掛方
取置候質物 3,100.00	質物有之候貸 7,300.00
掛置候講銀 3,000.00	諸方売掛并正貸 6,000.00
有代物11口有 4,000.00	同上 3,200.00
田畑代 3,700.00	同上 730.00
呉服物品々 4,000.00	
色々道具当時無之候 ても不苦品 2,000.00	
19,800.00	17,230.00
2口	37,030.00

出所)「諸方借用銀覚」(本1474-45)。

注) 有物高は「有物高覚」(本1474-44)に各項目の内訳が記載してある。なお、合計値は同じだが、若干数値の異同がある。

人江聞え呵を請候時者支配人退役仕候様も成候趣ニ御座候、何卒主人之耳江不入様ニ仕度彼是心配仕候」と述べている。すなわち、今回の一件は京本店の管理不行き届きが原因であり、主人の耳に入り、呵りを受けては支配人も解任される事態になる。何とか主人の耳へ入らないように処理したい、というのである。

以上のように宇右衛門は、西紙屋佐兵衛による預け銀使い込みについて、買宿・買方役・京本店支配人の間で内々に処理する方向で親類中と対談したが、宇右衛門自身もこの一件を買方役担当者や支配人の罷免につながりうる京本店側の大失態であると認識していた。しかし、宇右衛門は、もはや皆済は不可能と判断していた（「迎も皆済出来かたく趣ニ被存、甚当惑仕候」）。そこで、とにかく親類中の了解を取り付け、西紙屋の返済能力の範囲で返済計画を立てなければ、京本店は借銀をいつまでも回収できず、西紙屋親類中も計画を立てられず双方のためにならない（「兎ニ角出来候様之仕方に不致候ハて者双方不宣」）と返済額の割合確定に議論を移した。

(2) 越後屋への借銀返済額確定の交渉

宇右衛門は、このような状況判断を踏まえて、京本店の損銀額四〇貫目余の内、半分（「五歩」）二〇貫目余を返済し、残り半分については長期返済計画を立てて、毎年帳面上で処理していくこと（「是非サ歩通此度入銀被成候而、残サ歩通者仕法相建年々帳面にて相済候様之工風仕候」）、これを受け入れて親類中で返済を世話できれば、半分の返済で処理すると提案した

〔右之趣ニ了簡附候上者一家中御世話被成遣^(五)サ歩通返済之処埒明候様ニと相談シ申候⁽³⁷⁾〕。宇右衛門は借銀の半分で妥協案を示したのである。

ところが、長左衛門は五割返済など不可能であり、さらに半額の一〇貫目にしてほしいこと、そうすれば他の借銀の返済もできると主張し、これを聞き届けてくれるよう宇右衛門に願ひ出た〔サ歩入銀迎も出来かたく、何卒半減ニ被成下シメ^(十貫目)にて御了簡御附被下候ハ、外ニ借銀相済可申間此儀御聞届之程偏奉希上与段々相談被中候⁽³⁸⁾〕。

驚いたのは宇右衛門である。二〇貫目より返済額を下げるわけにはいかないと突っぱねて、即金返済額の確定作業に議論を移した〔其儀者存も不寄候事セシメ^(二十貫目)より減少及候而者相済不申与其事而巳談合罷有之⁽³⁹⁾〕。特に他商人への借銀返済額よりも京本店への返済額が少額では済まされないとして再び面談している〔終ニ店表大銀ニ在之外々歩割より者減少ニ而者難相済段、再応及面談候⁽⁴⁰⁾〕。親類中は京本店に対して借銀返済に協力する意思は持っており、宇右衛門は少しでも多く借銀を返納させようと長左衛門と交渉を進めたのである。しかし、この交渉は宇右衛門の二〇貫目返済案と長左衛門の一〇貫目返済案とで決着がつかなかった。宇右衛門は京本店への書状の中で、京本店側の思惑通りにできるだけ大銀を回収したいのでこの点のみ種々熟談している、と知らせている。

以上のように、宇右衛門は親類中との面談により佐兵衛借銀処理をめぐるの問題点と処理の方向をはっきりさせ、佐兵衛の借銀の内、京本店と関係のない西紙屋独自の経営の中で生じた損失（国方借銀）については佐兵衛方で処理することとして、佐兵衛の借銀返済方法に焦点を絞って親類中と交渉していくのである。

4 京本店の判断と事態の解決

(1) 宇右衛門の打診に対する京本店の回答

宇右衛門は同行していた供付の半兵衛に状況報告書を持たせて京本店に送り、判断を仰いだ。京本店では、西紙屋に帳簿がなく、借財の実態把握が困難であることや、借銀が膨らんでいった背景に越後屋の仕入以外の部分（紅花取引）での経営失敗があったことなどについて知った。寛政四年十二月十四日、京本店は中西宇右衛門に対して回答の書状を送り、宇右衛門が借銀処理方針の指示を仰いだ点について次のように回答している。すなわち、京本店への返済を銀一〇貫目にしたいという提案は了承したがたく、宇右衛門の主張する返済額を銀二〇貫目に近づける意見はもっともである（「店入銀敬メ、ニ而當時之処了簡附呉候様被申出候へ者御承引不被成、何れ野敬メ、迄者御引付可被成思召候段御尤致承知候」）。西紙屋が経営破綻したとしても返済額減額の相談には応じられない（「何分思召通ニ無之候而者此段相続方之処迎も難及相談御座候」）。出立前に打ち合わせたとおり、あらゆる手段を用いて三好屋をはじめ親類中を納得させて上手く事をおさめるよう希望する（「御出立前御示談之通、呉々御手段御懸引を以三吉屋殿始親類中一統帰伏被致道理能事治候様御取斗之程希申候」）。京本店は、西紙屋の経営破綻状況や、親類中支援の意志のないことを知ったうえで返済額での妥協を許ず、宇右衛門に対し、親類中が承服するまで交渉を続けるよう指示したのである。

ところで、宇右衛門が借銀問題の状況報告を京本店に送った際、伯州木綿の作付や伯州の農漁業の状況報告も京本店に送っていた。寛政四年段階の因州・伯州は凶作状況にあり、米価は高値で海辺も不漁であり、逆に農間余業の木綿織は盛んとなり、木綿が生産過剰になることが予測された（「於当年因伯凶作ニ付八木高直、其上海辺不猟在之候へ者木綿出方過分ニ可在之取沙汰之由」）。買方役の文次郎からも同様の報告が届いていたため、京本店では木綿価格は下落するだろうと予想し、木綿の仕入もよく相談して行うように指示している（「右ニ付而者相場迎も下落可致趣、則文次郎方申而巳も委細申越致承知候儀ニ御座候、尚又買方都合宜様御相談御懸引被遣候様致度奉存候」）。ここで注目しておきたいのは、買宿が借銀問題で揉める中であっても、京本店は本務である仕入活動を中止させることなく、木綿価格が値

崩れた場合、低価格で買いあさるよう指示することも怠っていないことである。買宿による仕入金使い込みに対しては断固たる態度で臨みつつ、木綿の仕入活動そのものについては買宿と買方役・手代とで協力して実施させる姿勢を取っている。京本店は、借銀問題と伯州での木綿仕入活動の継続可否とを別問題として捉えているのである。それは、京本店がそれまで西紙屋を全面的に信賴し、伯州木綿仕入について新たな買宿に転換できない程度に相互依存していたということである。同時に、凶作による米価高騰は、西紙屋の経営をますます圧迫していることを暗に示しており、断固たる借銀問題処理と同時に、宇右衛門が買宿への温情的な処置を希望し、買宿の差し止めなどに至らないよう、京本店に要請しているようにもみえる。

(2) 宇右衛門の帰京と京本店での対応

現地では宇右衛門と買宿側との交渉が続いていた。その過程で、最終的に親類中が提案したのは、銀四〇貫目余の借銀のうち自分たちが銀一五貫目を負担するので、これで免除してほしいというものであった〔親類中被申候者右銀高之内へ私共より拾五貫勿返済可仕間何卒右ニ而御用捨被成下、此末無恙相統仕度相歎、一向相願被申候⁽⁴⁶⁾〕。宇右衛門は自身の責任で決定できることではないので、最終処理については上京して相談して回答すると親類中に答えた〔宇右衛門了簡ニ而も難取斗一先上京相談之上可致返答由ニ而帰京いたし候⁽⁴⁷⁾〕。

寛政五年二月十二日、宇右衛門は帰京した⁽⁴⁸⁾。このとき、宇右衛門は親類中の証文を持参し、京本店支配人へ渡して親類中の意向を説明した〔支配人中へ証文を以相談およひ候〕。ここで親類中が提出した証文には親類で銀一五貫目を支援することを約束し、残る銀二五貫目は佐兵衛が経営再建していく中で返済していくという内容だったと思われる。宇右衛門は、京本店で意見調整をした上で、二月十七日に三好屋長左衛門と仲屋与三兵衛へ次のような書状を送った。

〔史料二〕⁴⁹⁾

紙佐殿一件段々御世話被成下、則支配人中へ証文を以相談および候処最初御談申候趣より減少ニおよび候故、以之外之御事ニ而此段気毒奉存候、併其御地難渋之様子具ニ物語仕候処、先々得心御座候へ者御安堵被成候、尤証文表之銀子日限迄ニ急度返済御座候様御取斗之程希申候、扱又世間大借之儀何卒首尾能済方出来候様御同前斯申候事ニ御座候、店表之儀者尚又与得遂相談、跡より御答左右可得御意候

（後略）

宇右衛門は二人に対して、京本店は親類中が返済額を一五貫目に値切ったことに対してもってのほかのことと腹立たしく思っているが、伯州の難渋ぶりは同情に値するため親類中の借銀肩代わり額は銀一五貫目で妥協しようという結論に達したから安心するよう伝え、証文に誓約した期限までに返済するよう言い含め、国元での借銀はうまく完済するよう佐兵衛を支援するように要請した。そして、京本店に対する借銀返済についてはさらに京本店側で詰めた協議を行って返済計画を作成し、後日提示するため、それを受け入れるよう伝えた。宇右衛門は京本店の立場に立って債権回収に動く存在でありながらも、一方で買宿の経営状態や要望を聞いた上で、経営再建可能な範囲で返済を迫る調整役の機能を担っていた。その点において、伯州木綿仕入開始当初の事情や西紙屋佐兵衛とその親類中を理解している宇右衛門はこの役目に適任であったといえるだろう。

（3） 宇右衛門の再下向と借銀問題の処理

宇右衛門は寛政五年五月、再び伯州へ下向し、二十二日に伯州赤崎へ到着した。今回の下向は西紙屋一件処理の状況確認と、伯州での木綿・紅花の生産状況見分を目的としていた。宇右衛門は佐兵衛の仕入や返済への取り組みの様子を

確認し、京本店に報告した。⁽⁵⁰⁾以下、この内容から借銀返済問題の結末をみていきたい。

まず国元での京・大坂・領内商人への借銀については、債権者も同意の上で佐兵衛側で自身の有物をもって返済にあらざるようになった。しかし、佐兵衛側は、有物をそのまま債権者に引き渡しているため、資産価値の二割程度にしかならず、現状では返済が達成できる見込みはないかみえた。この状況に不安を抱いた世話人が返済の筋道をつけたので今年中頃には債権回収は何とかなるだろうと予想している（「国方之儀兼而御聞達之通先方納得之旨候得共、夫々有ものを渡し被申候事故、正味限^(二)にしてハセ歩余位ニ当り候、依之于今見之济方致し不申、此間より世話人段々心配被致追々道付当年中頃ニハ相済候様ニ御座候⁽⁵¹⁾」）。

次に、京本店からの借銀（預け金使い込み分）の返済については、先述した証文の通り、銀一五貫目を親類中が補償し、銀二五貫九〇六匁四分については佐兵衛から「出世証文⁽⁵²⁾」をとり、長期返済させることにし、「伯州方積銀」によって帳簿処理して片付けることにした（「式拾五貫九百六匁四分、出世証文取之、伯州方積銀より指出帳合相片付置申候⁽⁵³⁾」。親類中から銀一五貫目を補償させるという案は宇右衛門が親類中と面談した段階でも出ていた案であった。親類中による補償と、無期限長期貸付への借り換えであり、京本店側と親類中の提案の折衷案に落ち着いたといえよう。

(1) (15) (17) (20) (28) (41) (45) (49) 「書状下書」寛政四年十二月十四日（三井文庫所蔵史料 本一四七四―三八）。

(2) 「永書」寛政四年十月晦日条（三井文庫所蔵史料 本二一九）。

(3) (5) (19) (21) (30) (40) (46) (47) (53) 「西紙屋佐兵衛借財始末書」寛政五年七月（三井文庫所蔵史料 本一四七

四―四七七）。なお、同一記事は「尾印勤要記」（三井文庫所蔵史料 本一五一六）にも収録。

- (4) 「永書」(三井文庫所蔵史料 本二二九)。「永書」の記事では「伯州為買方沢田文次郎、今夜船下坂罷下候事、供付出入半兵衛」(寛政四年十月二十六日条)、「右文次郎廿七日着坂、乗船被致候処廿七日風並悪敷出船無之滞留罷在候処、伯州西紙屋佐兵衛殿被罷登、於大坂表出合候処願筋之儀も有之旁にて、則同道にて今日罷登候事」(寛政四年十月晦日条)とあり、大坂到着後、船便の風待ちのために大坂に滞在していたところで西紙屋佐兵衛と出会ったことのほか、文次郎はこのとき供付半兵衛を伴っていたことなども確認できる。
- (6) 過去帳によると、初代佐兵衛(親佐兵衛)は天明三年三月十八日没、兄佐兵衛は天明四年九月三日没とされているという(鳥取県立博物館『資料調査報告書 第十一集―伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料―』一九八三年、二〇頁)。
- (7) 「被仰渡候覚」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―五二)、「請合申一札之事」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―五一)。
- (8) 「申渡之覚」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―四一)。「申渡之覚」(三井文庫所蔵史料 本一四九九―四二)にも同一記事が含まれている。
- (9) 西紙屋『資料調査目録報告書』でも天明二年に西紙屋から木綿買宿を任命されたのは兄佐兵衛と比定している(前掲『資料調査目録報告書』解説、二〇頁)。
- (10) (11) (22) 「西紙屋佐兵衛口上覚」寛政四年十月(三井文庫所蔵史料 本一四七四―四三)。
- (12) 「諸方借用銀覚」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―四五)。
- (13) 次郎兵衛をはじめ国方の商人らについて、現時点で何者か明らかにできていない。
- (14) 「倉吉町方の推移」(『鳥取県史』第四巻 近世社会経済、第一章第四節④、二七〇―二七一頁、手嶋義之・日置条左エ門執筆担当)。
- (16) 通常「別宅中」というと、重役手代が暖簾分けして、居宅と店を構えたあと三井に勤めている「別宅手代」を指すと思われる。しかし、この借銀一件の記事で「店表之儀者、主人者別宅、支配人店を預り」(中西宇右衛門書状)三井文庫所蔵史料 本一四七四―三九)として、三井家主人らは店ではなく別のところに居宅を構え、店を差配しているのは支配人であることを説明しているものがあるため、ここでの「別宅中」は別宅手代でなく三井家主人らを指すと思われる。

(18) 「永書」寛政四年十一月十二日条（三井文庫所蔵史料 本二一九）。

(23) (24) (26) (27) (29) (31) (39) 「中西宇右衛門書状」（三井文庫所蔵史料 本一四七四—三三九）。

(25) 佐兵衛と善兵衛のみ借銀を把握しているというのは、佐兵衛は既に京本店で事情聴取を受けた折に説明していたようである（「当人於当地被申候通、舎弟善兵衛殿外家内并一家中ニも存知不被申」「書状下書」寛政四年十二月十四日、三井文庫所蔵史料 本一四七四—三三八）。善兵衛は宇右衛門と親類中が交渉している間、佐兵衛と買子二名とともに木綿仕入に従事しており、宇右衛門は彼らの活動を「随分出情之趣ニ相見え申候」と評価している（「中西宇右衛門書状」三井文庫所蔵史料 本一四七四—三三九）。

(48) 「永書」寛政五年二月十三日条（三井文庫所蔵史料 本二一九）。

(50) (51) 「中西宇右衛門書状」（三井文庫所蔵史料 本一四七四—四八）。

(52) 出世証文とは「将来の不定時において債務を弁済することを約束した証文」である（宇佐美英機「京都の出世証文」『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年、二五三頁。初出は「近世の出世証文」滋賀県神崎郡五個荘町域の事例）。『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』二九、一九九六年。いわゆる出世払いの慣行に基づく証文であるという。

二 借銀一件解決後の推移

1 買宿の対応—誓約書の再提出—

寛政五年五月、佐兵衛は以上の内容を踏まえて三通の証文を作成し、越後屋に提出した。すなわち、①越後屋より通達された買宿任務遵守の誓約書⁽¹⁾、②買宿での預かり金管理の誓約書⁽²⁾、③借銀返済計画の誓約書である⁽³⁾。このうち、③が

先述した「出世証文」と思われる。以下、この三種の証文それぞれについて詳しくみていこう。

〔1〕 買宿任務遵守の誓約書

これは西紙屋佐兵衛が越後屋京本店・大坂本店の重役に宛てて出したもので、越後屋側からの通達を遵守する旨を誓約したものである。五ヶ条からなっており、天明二年に初めて買宿を請け負った際に提出した誓約書の改訂版である。⁽⁴⁾天明二年版と寛政五年版とを比べて大きく異なるのは三ヶ条目、買方役不在時の仕入金管理を定めた条項である。両者を対比してみよう。

〔史料四―1〕（天明二年版）

一 御買方役人様御下不被成、御買金御送り被下候儀、新規私方、殊ニハ御店御家法も有之儀ゆへ、慥成一札差上可申旨、御尤承知仕候、則一札差上候事

〔史料四―2〕（寛政五年版）

一 買方御役人御下り不被成、買金御差下被成候節、又者買方御役人御帰京之節、買金引残高勘定仕、請人連印之預り手形指為登可申旨承知仕候、御指図之通一札差上可申事

天明二年版では買方役が下向しなかった場合の対応のみ記載しているのに対し、寛政五年版では、買方役が帰京した後の対応も追加しており、仕入金の残額を精算し、請人と連印の預かり手形を作成して京本店・大坂本店に提出することを約束している。明らかに今回の借銀一件を踏まえており、買方役不在時のみならず、買方役帰京後も現地に仕入金

を残置し、買宿による仕入活動を継続している現状に即している。残置する仕入金の管理強化を狙った改正なのである。西紙屋が仕入金を預かる場合の証文は寛政七年・同九年・文化十一年のものが残っている。⁽⁵⁾たとえば寛政九年の証文は次のようなものであった。

〔史料五〕

覚

但、国銀札也

一銀八貫五百六拾八匁三分貳厘也

右之通槌ニ預り申上候処、相違無御座候、然ル上者木綿相調為登、追而御勘定可申上候、為其預り手形仍而如件

伯州赤碕

西紙屋

寛政九年巳六月 日 請人 佐兵衛(印)

仲屋

同 与惣兵衛(印)

吉田屋

儀右衛門(印)

徳右衛門殿

三井 弥右衛門殿

四郎兵衛殿

ここでは銀八貫五〇〇目余の仕入金が残ったため西紙屋で預かり、木綿を買い調べて積み登せ、追って決算することを約束している。西紙屋佐兵衛のほかに請人二名も連署して京本店に提出しているため、誓約書で定めた内容を遵守していることがわかる。寛政八年から九年にかけて買方役として派遣された小椋忠七は六月まで現地です仕入活動を行い、同月二十七日に帰京しており、買方役が現地での任務を終える時期と証文提出時期は合致する。寛政七年・文化十一年の預かり手形の作成日も買方役帰京時期と合致している。つまり、買方役の現地赴任中には仕入資金は買方役が管理し、買方役の任務完了時点で資金を買宿に預け、買宿は預かり手形を作成して京本店に提出し、買宿は預かった残金によって木綿仕入を行うのである。また、西紙屋は仕入資金を自己の裁量で伯州各地の仕入担当者に配分することができたようである。因州青谷の代買（買宿からの指示で主要生産地で仕入を担当する現地商人）角屋直三郎は、寛政九年七月に西紙屋に宛てて仕入金を受取状を提出している。⁶⁾そこでは銀一貫五〇〇目を「三井木綿為御買銀」として受領し、仕入を行う旨を述べている。買方役撤収後の仕入金差配は西紙屋に一任されていたのであり、この預り手形の作成はそれを示すものである。

(2) 預かり金管理の誓約書

次の史料は請人二名と西紙屋佐兵衛が越後屋京本店・大坂本店の重役に宛てて出したものである。借銀一件を受けて改めて提出したものであろう。差出・宛先の名前は異なるが、天明五年八月にも同じ内容の誓約書が作成されている。⁷⁾

〔史料六〕

請合申一札之事

一西紙屋佐兵衛儀、去天明二寅年より綿・木綿御買宿被仰付難有奉存候、然上者益太切相心得出情相勤可申候、就

右金銀御預ケ被下候、其時々無遲滯明白勘定仕立可申候、万々一不届之筋仕出し御店江対シ不勘定相成候者請人所持之家屋敷売払親類共立会急度勘定仕為相済可申事

一佐兵衛儀、不埒仕出請人所持之家屋敷売払候上、御店勘定相済不申候者、親類共所持之家屋敷田地等売払急度勘定相立、聊ニ而も御店江御損銀掛ケ中間鋪候、此段慥ニ可被思召候、為後日仍而一札如件

寛政五年癸丑五月

請人

請人

御宿西紙屋佐兵衛

三井八郎右衛門殿代

京本店

家城藤吉殿

藤田与三兵衛殿

田中金兵衛殿

木村徳右衛門殿

大坂本店

村井新十郎殿

高木清兵衛殿

河田作兵衛殿

誓約書は二ヶ条からなっており、天明二年以来綿・木綿買宿を命ぜられたことへの謝意と、ますます力を入れて任務

を全うすることを述べた上で（一ヶ条目）、仕入金銀を預けられた場合にその時々で遅滞なく確実に決算すること、もし不届きな行いで越後屋に損失を与えることがあれば請人所持の家屋敷を売却し、親類立会の上で決算すること、請人所持の家屋敷売却で間に合わない時は親類所持の家屋敷田地を処分してでも勘定すること、越後屋に対して損失を与えないようにすることを約束している（二ヶ条目）。この誓約書は特に仕入金銀の出入管理の徹底と、勘定の遅れや使い込み等の事態が起こった場合の対処方法、特に請人や親類による補償を明記しており、寛政の借銀一件を受けてその内容の再確認と徹底の遵守を誓ったものと思われる。この誓約書は、文化八年・文化十一年・文政元年にも作成されているため、請人の交代などに際して更新していたのだろう。⁽⁸⁾寛政借銀一件以降、仕入金の管理が重視されるべき内容となっていたことがわかる。

（3）借銀返済計画の誓約書（＝出世証文）

出世証文は西紙屋佐兵衛が京本店重役に宛てて出したものである。京本店から預かった累積借銀の返済プランであるため、大坂本店の重役は宛名にみえない。ここでは史料はあげないがまず一ヶ条目で、事件の簡単な経緯の説明と越後屋の対処への謝意を述べる。次いで二ヶ条目で借銀返済計画を述べる。それは弟善兵衛と共に越後屋からの損銀二五貫目余をいざれ立身した際に冥加として返済するというものであった。そして、三ヶ条目で、越後屋からの指示を承知し借銀一件解決によって今後の心構えを述べる。ここでは越後屋が西紙屋の経営再建のため、口銭を「五通り増」(○・五%増、後述)にし、そのかわりに余商売を止めて木綿仕入に専念し、仕入に励んで口銭増加と低価格での仕入で越後屋の商益に貢献したいことを約束している。越後屋からの借銀については、年賦返済や利子の設定などは無く、ただ出世払いであることを記載するのみである。これによって越後屋への返済計画は確定した。また、口銭増額と余商売の禁止措置により、西紙屋は越後屋への依存度を高めたといえよう。

越後屋では、これら三つの誓約書の内容について了承し、寛政四年の借銀一件を解決させた（「翌丑五月願之通聞届相片付」⁹）。佐兵衛が「会稽雪恥辱」と表現するように、京本店に損銀を生じさせ、返済を出世払いとしたことは、佐兵衛にとって少なからず不面目だったろう。

越後屋側はこれらの誓約書についてどのようなようにみていたか。寛政五年七月に作成された、西紙屋佐兵衛一件始末書で右の誓約書の重要なポイントが摘記されている。まず、越後屋が重視していたのは口銭設定の変更であった。誓約書③にあるように越後屋は口銭を従来のものから「五通」増しに変更する（是迄口銭イ割指遣来候得共、前件之仕儀故此度五通相増遣候事¹⁰）。従来を買宿口銭は「一步」¹¹（木綿仕入金額の1%）であったが、寛政五年十月制定の仕入規則では買宿口銭を「一步半」¹²（一・五%）と定めている。後年の史料で口銭の〇・五%を「五朱通」¹³と表現しているものもあるため、誓約書に記されている「五通」増しとは「五朱通増」のことと理解できる。越後屋は口銭収入の増加による経営再建と借銀返済を促そうとしていたのであろう。

次いで重視したのは請状の改正と提出である。誓約書②にあるように、この段階にいたり西紙屋の請人を改めて設定することになったが、ここで指定されたのは有力な親族中である中屋与三兵衛と吉田屋儀右衛門であった。また、誓約書には書かれていないが、越後屋側は請状を西紙屋と請人の連署形式とし、三年更新制の徹底を傳達している（此度請状相改、中屋与惣兵衛、吉田屋儀右衛門、右両人慥成仁ニ在之候、尤請状三年目ニ無達滞急度取替可申事¹⁴）。そして誓約書①にあるように、残金確認体制の見直しを行い、買方役が帰京する際は請人二名立ち会いの下で銀高を確認し、連印を取った上で帰京すること（買方役罷登候節買銀残請人両人立会之上、銀高相調連印取之相願置帰京可致事¹⁵）、京本店から仕入金を下すことがある場合、請人に送金の添状を送付し、請人からも受取書を作成して提出すること、買方役が赴く場合、添状は不要であること（当方より買金指下候ハ、請人方江添状無相違指下可申事（中略）請人方よ

りも受取書相認爲登可申筈在之候間、此旨相心得可申候、尤買方役在国之節添状ニ者及ひ不申事⁽¹⁶⁾」を定めた。経営のテコ入れを行うと同時に、買宿請負証文の三年目更新により買宿の任務遂行意識の弛緩をくい止めるとともに、資金管理に請人を介在させる形で会計監査体制を徹底させようとしたのである。

もう一点重視していたのは余商売の禁止徹底である。誓約書⁽³⁾にあるように、越後屋側は西紙屋に対して、従来の商売である綿・木綿・紅花以外の商売を禁止している（「其上爲永続余商売相止させ候⁽¹⁷⁾」）。これは流用した仕入金の穴埋めのための借銀や罫買入れの失敗といった本来の業務外の仕事を含まないと思われる。京本店は、西紙屋への口銭を増加させることで借銀返済・経営再建を促しつつ、商売内容を制限することで経営破綻を阻止しようとしたのである。ところで、この借銀問題を受けて京本店は西紙屋佐兵衛との買宿契約を解除しなかった。宇右衛門は、（借銀問題を起こしたため）この上は西紙屋を退身させるほかないが、これまで培ってきた買宿としての経験蓄積は捨ててがたいものであり、新たに買宿を探すのもまた算段を付けなければならない、と判断した（「此上左兵衛退身被致候より外在之間敷、折角是迄買方等も手馴被申候ニ付、又外々江申付候も工面合も在之候⁽¹⁸⁾」）。銀二五貫目余の出世払い分の借銀が残っていたこともあろうが、京本店にとって、西紙屋は伯州木綿仕入拠点として不可欠な存在になっており、西紙屋にそのまま買宿を任せることにした。京本店は佐兵衛のこれまでの買宿実績を考慮したのである。

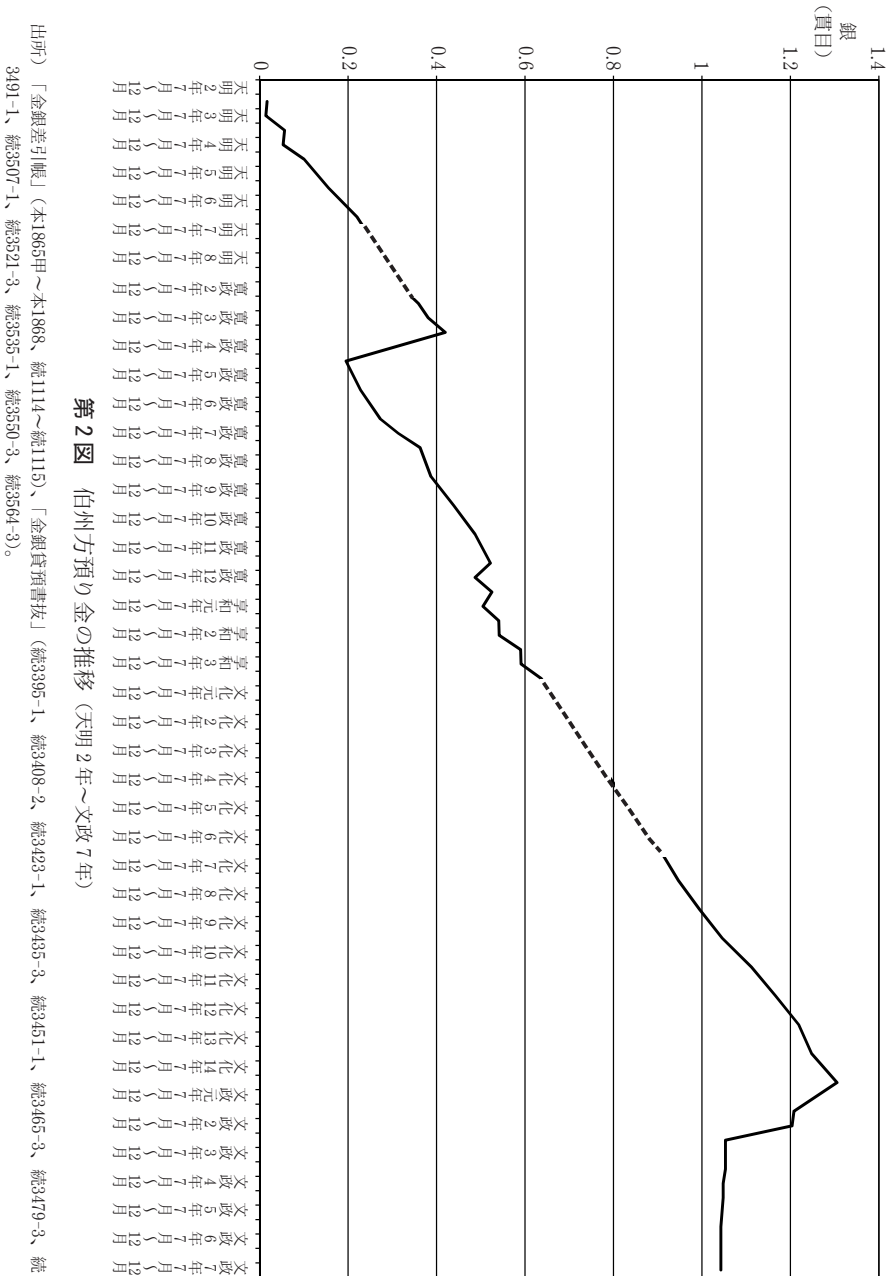
2 越後屋への借銀返済と他商人との取引継続

借銀一件の取り決めにのっとり、西紙屋は現地での他商人からの借銀返済と、越後屋への出世払いを行っていくことになった。越後屋への出世払いの実態と、伊勢屋への借銀返済の履行状況を通して、借銀相手の伊勢屋・淀屋といった他商人との取引継続の実態についてみてみたい。

(1) 出世証文に基づく越後屋への返済

前章最後でみたように、西紙屋は京本店から借銀二五貫目余について、京本店の「伯州方積銀」（＝伯州方積金、以下積金）から借用したことにして帳簿上処理され、出世証文を提出して返済を約束した。積金とは、伯州木綿や紅花の仕入資金が余った際に京本店で備蓄しておき、木綿仕入にかかる非常時の支出をまかなうものであったと思われる。積金は、京本店の決算帳簿の一つである「金銀貸預書抜」という帳簿の「伯州方」という項目に計上されている¹⁹。また、その仕訳帳にあたる「金銀差引帳」では半季毎の具体的な「預」と「貸」の推移を把握できる。ここで「伯州方」の預かり金（以下、預かり金）の推移をみると第2図のようになる。これは天明三年から文政七年までの預かり金を抜き出してグラフ化したものである。天明三年七月時点で銀一貫六〇〇目余だった預かり金は増加の一途を辿る。天明七年十二月から寛政元年七月まで記録は無いものの増加していたと思われる、それ以降も増加している。そして、寛政四年十二月時点で銀四一貫九〇〇目余となり、寛政五年七月段階で銀二五貫九二六匁三分の「貸」が発生し、積金は銀一九貫五〇〇目余まで減少している。これは借銀二五貫目余を積金からの「貸」として帳簿上処理したものである。西紙屋の仕入金流用は積金の借用に転換することで落着いたのである。以後積金は再び増加していき、寛政十年七月時点で銀四三貫目余となり、寛政四年末段階の水準まで回復する。その後、積金は多少減少もあるものの文政元年十二月まで増加していき、文政二年七月段階で、銀一三〇貫五〇〇目余となっていた。文政二年七から文政七年七月までの減少は、鳥取藩の流通統制をめぐって越後屋が直仕入継続の歎願活動を行ったことによる諸入用と、仕入禁止となった際に買宿に支出した合力銀の支出であり、文政七年十二月時点での積金は約銀一〇四貫三〇〇目であった。

このように積金そのものは蓄積されているのだが、この中に出世払いとした銀二五貫目の借銀返済は含まれていたのであろうか。文政元年に京本店支配人が西紙屋佐兵衛に出した通達の中に、出世払い分の借銀返済について言及しており、



積金に対して寛政十年春に銀六二〇目、同十二年春に銀五〇〇目、都合一貫二二〇匁の返済があったものの、それ以降一八年間返済が無かったと記している。²⁰⁾「金銀差引帳」では寛政十年七月に銀五貫目余、同十二年七月に約銀三貫五〇〇目の「預」があるため、ここに佐兵衛の返済も含まれているのだろう。伯州方積金は増加し続けているにもかかわらず、出世証文に基づいた返済はなされておらず、銀二五貫目余の借銀はほとんど返済されないままになっていたのである。

(2) 伊勢屋利右衛門への返済と取引の継続

西紙屋が現地で借銀していたこと、その返済は西紙屋側で行うように決まったことは既に述べたが、このうち伊勢屋利右衛門については借銀の返済について史料が残っている。京の紅花商人伊勢屋への借銀返済に関して寛政五年六月に作成された証文である。

〔史料七〕⁽²¹⁾

覚

一 銀壹貫五拾目也

来寅年より申年迄七ヶ年之間、

壹ヶ年二百五拾目宛相戻ス

一 銀壹貫五拾目也

其御表紅花御買入之節、御口銭

被下候分ニ而、七ヶ年之間二百

五拾目宛相戻ス

ノ

右之通銀子、去亥・子兩年御預り元銀拾貫目之所、当時四貫目相戻シ、右式貫百目年賦ニ御受取可被下御了簡ヲ以御済被成下、難有奉存候、然者右銀子毎年無相違相済可申候、若相違事候ハ、何国迄も被出、急度相立可申候、為後日依而如件

寛政五年

国所

丑六月 日

佐兵衛

証人同

善兵衛

伊勢屋

理右衛門殿

右之通り相認候写し也

これによると、伊勢屋利右衛門に対する借銀二貫一〇〇目を半分に分け、銀一貫五〇目は寛政六年から寛政十二年まで毎年銀一五〇目で七ヶ年賦で、銀一貫五〇目は伊勢屋の紅花仕入に伴って西紙屋が受領するはずの口銭の中から毎年銀一五〇目ずつ天引きして七ヶ年賦で、合計銀二貫一〇〇目を返済する計画である。この借銀の経緯について、寛政三・四年に伊勢屋から預かった銀一〇貫目の内、銀四貫目はすでに返済していること、銀二貫一〇〇目を右の計画に基づいて返済したい旨を伊勢屋も了承していることがわかる。西紙屋はこの銀子を七年かけて返済を続け、その間も紅花の仕入を続けて口銭の一部を返済にあてることにしているのである。銀一〇貫目に及ぶ預かり銀の内、三貫九〇〇目の扱いについては書かれていないが、紅花仕入を続けるために手元に置いておくつもりだったのかもしれない。いずれにせよ、伊勢屋等からの預かり銀は少なくとも七ヶ年かけて解消しようとしていたのであろう。

前章でみたとおり、借銀一件の処理過程で、越後屋は西紙屋に対して余商売の禁止を要求し、西紙屋もそれを受け入れた。しかし余商売禁止は西紙屋の取引相手を即座に三井のみに制限するものではなかった。先述したように、西紙屋から伊勢屋への借銀返済にあたり、未納分は紅花仕入の口銭から差し引く形で年賦返済を願ひ出て、伊勢屋もそれを認めている。少なくとも七年後に年賦返済終了するまでは、西紙屋は伊勢屋との取引関係を解消することはなかったと思われる。

(3) 淀屋清兵衛との取引の継続

取引を解消していないのは借銀をしていた淀屋清兵衛にもいえる。淀屋との直接の借銀返済の証文は確認できないものの、享和二年の淀屋宛に発行した西紙屋の為替手形が残っている。

〔史料八〕⁽²²⁾

請取申為替銀之事

合銀貳貫六百八拾目

右者当国米子尾高町白木屋善助殿より、其御地今橋筋千だん之木西江入町河内屋清七殿江、為登銀為替取組、右銀高於当地榎ニ受取申候所実正也、此代り銀其御地江手形参着限、右御同人より此手形ヲ以御受取可被成候条、無相違御渡シ可被成候、為其為替手形依而如件

享和貳年

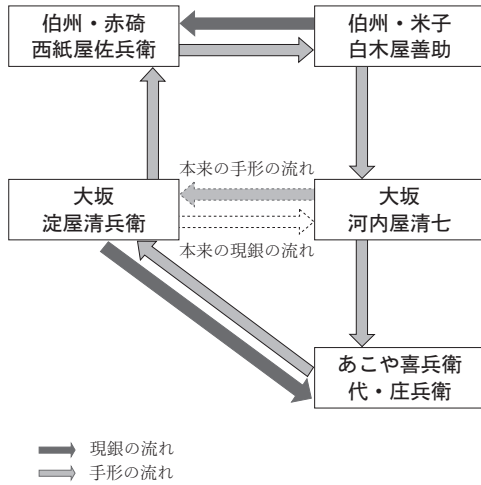
戌七月朔日

伯州赤崎

西紙屋佐兵衛(印)

仲屋忠次郎(印)

伯州木綿買宿西紙屋の借銀と越後屋の対応（下向井）



第3図 西紙屋と淀屋清兵衛の
為替取組の模式図

出所) 「為替銀請取証文」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料68)。

送付し、河内屋が淀屋に手形を持ち込むと代銀を受け取ることが出来るものであった。この手形には、あこや喜兵衛の代人庄兵衛が裏書をしていることから、手形は河内屋から「あこや」に渡って「あこや」が代銀二貫六八〇目を受け取ったことがわかる(これらの商人間の取引関係の内容はわからない)。このような為替取組は、淀屋と西紙屋との取引関係が前提となると思われる、木綿仕入金など淀屋から西紙屋への何らかの資金の移動があったものと思われる。西紙屋は淀屋から木綿仕入の仕入金を受け取るかわりに淀屋を利用した為替取組を行い、淀屋に送る木綿仕入金を確保していたと考えられる。西紙屋は淀屋との取引関係も解

す)。これは米子の白木屋善助なる商人が大坂の河内屋清七への登せ銀の為替取組をしたものである(模式図を第3図に示す)。西紙屋は白木屋から銀二貫六八〇目を受け取り、手形を発行して白木屋に渡す。白木屋が大坂の河内屋に手形を

大坂大川町淀屋橋南詰
 淀屋清兵衛殿
 「表書」之通、慥ニ受取申候
 (裏書)

戊七月十二日

あこや喜兵衛
 代庄兵衛

消していなかったことがうかがえるのである。先述の誓約書①で青谷の代買・角屋直三郎が西紙屋に仕入資金の預かり証文を提出した事例を取り上げたが、それでもわざわざ「三井木綿為御買銀」と断っている。越後屋の木綿仕入以外の取引も行っており、この預かり証文によって仕入資金を混同しないように約束しているものと思われる。西紙屋は綿・木綿・紅花以外の取り扱いを禁止されたが、商売内容の制限であり、必ずしも取引相手を制限されたわけではなかった。それでも越後屋の借銀一件の結果によって西紙屋は商売内容を制限されることになったのであり、西紙屋は越後屋への依存度を相対的に高めていくことになったであろう。⁽²³⁾

3 買宿の業務規則の制定

佐兵衛の借銀問題を処理した後の寛政五年十月、京本店は西紙屋佐兵衛に対して、買宿業務規程を通達した。⁽²⁴⁾ 全一八ヶ条の内容を大別すると、①綿・木綿仕入の方法と価格の吟味、②代買・買子の編成・教育、③口銭設定、④仕入金の管理、⑤勘定目録の作成である。借銀問題を踏まえて、京本店は西紙屋佐兵衛の買宿としての職務を明確にしたのである。⁽²⁵⁾

この史料はこれまでも部分的にいくつかの研究で用いられている。賀川氏や三井事業史は、寛政年間において伯州木綿が大坂問屋から直買されるようになっており、三井越後屋は優位性を喪失しはじめていたこと、木綿価格を抑えるために繰綿の売買価格を低くするよう西紙屋に指示を与えていたことを指摘している。⁽²⁶⁾ また、武居氏はこの史料の一部の分析を通して、三井越後屋が上州での仕入知識を文書を通じて伯州へ移転していたことを指摘し、三井越後屋が買宿に品質見極め手法、仕入価格決定手法、買付け手法、取引交渉手法の指導・教育を行い、商品の目利きをもった買子を育成させていたと評価している。⁽²⁷⁾ 筆者もこのうち、伯州での綿・木綿の仕入方法を説明する際に本史料を利用しているが、

本節ではこれらの成果を踏まえつつ、西紙屋の借銀一件によって強化されたと思われる④仕入活動費用の管理、⑤勘定目録の作成について重点的にみていきたい。

(1) 資金の管理

天明二年に定められた買宿拜命の誓約書（前章で触れた誓約書①の天明二年版）では、買宿で仕入金を預かる場合と金銀出入りの際に記帳する条項しかなかった²⁸⁾。しかし、西紙屋の借銀一件と、寛政五年の三通の誓約書を踏まえて作成されたこの規則では、買宿の職務として仕入金の出入り管理を次のように定めた。

〔史料九²⁹⁾〕

（省略）

一 買方相仕舞、役人罷登候節、残金請人衆立会相改、則両人印形手形指登可申事（第一四条）

一 買方役人在国無之節、買金指下候ハ、両請人衆より之請取手形指為登可申事（第一五条）

一 請負証文三年目急度取替可申事（第一六条）

一 買方役在國中諸雜用并飯料、目録清書之節委敷仕分、為上ニ相立可申事（第一七条）

但、買方役上下路用之儀は、当地より相渡候へ者、右之外たるへき事

（省略）

すなわち、伯州での仕入活動が終了し、買方役が帰京する際、買宿側は請人二名が残金を改め、残金があれば兩人の押印した手形（預かり手形）を京本店に送る（第一四条）。買方役が下向せず仕入金を送られてきた場合、請人衆から

受取手形を京本店に送る（第二五条）。買宿請負証文は三年目に更新する（第二六条）。買方役の諸雑費と食費は買宿側が勘定目録を清書する際、仕入金と別に詳述して報告する。買方役の上下路用銀は京本店が支給するので買宿側で記録しないでよい（第一七条）。決算段階での仕入金残高の確認作業と預かり手形の作成、買方役不在時の仕入金送金の受取手形作成、買宿の請負証文の更新体制などは、ここで正式に規則に盛り込まれたものである。寛政五年の買宿規則は、借銀一件を経験した京本店が、借銀一件の処理の教訓を踏まえて改めて成文化したものであった。この段階において、伯州木綿の買宿体制は一定の完成をみたといえるだろう。また、買方役が仕入活動で支出した雑費や食費を精算して報告することも定められた（第一七条）。後述するが、買方役の路用銀は寛政五年に設定され、越後屋からの支出となるため、路用銀以外の部分について買宿側が厳正に管理することが求められることとなったのである。

（2）勘定目録の作成

また、この規則では新たに勘定目録の作成も明文化された。本来であれば買宿は金銀出入りの記録を取るものとされていた。しかし、西紙屋の借銀一件で明らかになったように西紙屋では紅花の仕入等について帳簿による出入金を管理していなかったために、損失のふくれあがりに気づけなかった。京本店は再発防止のため、寛政五年の規則で帳簿管理を次のように定めた。

〔史料一〇〕³⁰⁾

（省略）

一二季目録出来候ハ、札座両替通為指登可申事（第二三条）

（省略）

一目録半季限ニ仕立可申事（第一八条）

（省略）

目録は春秋二季作成し、「札座両替通」（銀札場での銀札引き出し記録）とともに京本店に送付する（第一三条）。目録は半季ごとに仕立てる（第一八条）。つまり、この段階にいたり、勘定目録を春秋二季作成することを成文化し、さらに、為替取組を利用して銀札場から引き出した銀札額の記録とともに京本店に送り、京本店の監査を受けるように定めたのである。先述のように請人二名が実際の残金チェックを行い、さらに京本店が帳簿のチェックを行う二重の監査体制をとり、預け金の適正な運用や為替取組によって確保した銀札の不正利用の防止を強化したのである。

4 買方役派遣体制の見直し

規則強化は買方役にも及んだ。買宿での帳簿や残金の確認など、買方役の行うべき職務を完遂できていなかったためである。京本店は、買方役の派遣人数や買方役の支払う諸経費の使用を見直した。

買方役の派遣人数は寛政四年まで引継の年を除いて基本的に一名だったが、寛政五年から二名体制に移行する。仕入業務が繁多となり買方役を増強したことも理由としてあげられるが、買方役の行動に起因する不祥事や業務不徹底を防ぐために、二名で任務を相互補完・相互監視する形を採用したものと思われる。

次に、買方役に支給される必要経費（京と伯州との往復の宿泊費、食費、駕籠代など）の支出についても改正された。天明二年（一七八二）から寛政四年（一七九二）まで、伯州買方役は任務中の必要経費の支給を受け、また任務終了後に褒美銀の一種である太儀料を帰京後に受け取っていた³¹。右で触れた買宿規則の中でも、路用銀は京本店で負担する旨

第3表 上州・伯州買方役
の路用銀規定

派遣回	上州	伯州
初下り	8両	6両
2度目	9両	7両
3度目	10両	7両
4度目	10両	8両
5度目	11両	8両
6度目	12両	9両
7度目	13両	10両
8度目	14両	—
規定設置年	不明	寛政5年

出所)「永代帳」(三井文庫所蔵史料別1201)。

を明記しているが、寛政五年から、買方役の出発前に路用銀を渡してその中から支出をまかなう制度に切り替えたのである(寛政五年丑年より路料ニ改ル³²)。寛政四年十月二十五日、沢田文次郎が買方役に出発する当日に、前年の任務の太儀料を受け取った際、「但し、来年よりハ太儀料相談ノ事³³」と記載しており、必要経費の支払い形態について見直す議論をする素地は既できていたことがうかがえるが、この直後に露呈した西紙屋の借銀一件によって路用銀制度の導入も本格的に検討したのである³⁴。

ところで、路用銀を設定した段階で、往復の必要経費や人足の雇い賃に銀三〇〇目(金五両相当)の支出があり(上下入用并ニ供雇賃年々凡マ舟ノ位ニ当リ³⁵)、これとは別に太儀料として金二両前後を渡していたため、京本店が買方役に対して渡していたのは金七両程度であった。例えば文政年間の中原勘兵衛の京一赤崎往復支出は銀三五五匁四分で、類似した金額になっている³⁷。第3表に上州買方役と伯州買方役の路用銀を示した³⁸。路用銀は上州買方役などでは既に支出されていたが、寛政五年から伯州買方役にも導入されたものである。京一伯州間は京一上州間より近距離のため、路用銀も低く設定されている。伯州買方役の路用銀は、初下り金六両から始まり、上限は七年目の金一〇両であった。ただ、「上座役頭者其人柄ニ寄相談之上増遣可申事³⁹」とあるように、職階や勤務実績などで支給額が割増しになることもあった。必要経費+太儀料で先述のように金七両受け取れるとするなら、初下りの路用銀はそれより少額であるもの、二回目・三回目と同額、四回目の路用銀は金八両となり、経費が増せば太儀料より路用銀の方が多く受け取ることができる。伯州買方役経験者の半数は四回以上現地に赴任している。彼らは金八両以上の路用銀を受け取ることができ、余力のある移動・宿泊ができたであろう。一方、路用銀はその他の目的に使われることもしばしばあったようだ。

〔史料一⁽⁴⁰⁾〕

一 買方役初而下向之砌ハ西紙屋へ墨十挺・扇子五指遣し、其れ余請人并ニ買子出入之者へハ土産物遣し不申候得共、本店出ニして（^{後カ}）
帰京之節何れも残別被致候ニ付、式度目より残別ニ応し、路用頂戴仕候内より指遣し候処、此度御相談之上、店より御出シ被下、則左之通相改り申候

（後略）

これは文政元年に作成された、買方役下向の際に買宿に持参する土産物の準備方法を改正する記事である。買方役は初下向に際して、京本店の用意した墨一〇挺・扇子五本を西紙屋に持参していた。請人や買子には土産物を贈っていなかったが、買方役帰京の際に餞別をもらうケースもあるので、二回目以降の下向に際し、餞別に應じて路用銀から土産物を送ることになった。このたび請人・買子への土産物は相談のうえ、京本店から出してもらうように改めたという。買方役の路用銀から請人・買子らへの土産物を調達することもあったことがわかる。⁽⁴¹⁾

以上のように、買方役の体制見直しは派遣人数の増員と路用銀の設定という形で具体化された。以降、ここで確定した規程と買方役派遣体制が踏襲されている。また、寛政五年に定められた仕入規則も以降の伯州木綿の仕入における基本規則として引き継がれている。越後屋にとって西紙屋借銀一件は、伯州木綿仕入体制と伯州買方役の派遣体制を完成させる契機として重要な事件だったのである。

(1) 「綿・木綿買宿被仰付ニ付御請証文写」（鳥取県立博物館所蔵史料「西紙屋資料」）。

- (2) 「木綿買宿被仰付ニ付御請証文写」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料七)。
- (3) 「御礼一札之事」(三井文庫所蔵史料 続七四八―一八)。西紙屋に残っている「御損銀一件ニ付御詫び并御礼証文控」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料八)も同一史料である。
- (4) 天明二年版は「被仰渡候覚」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―四九)。「木綿買宿被仰付ニ付請書」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料一)も同一史料であり、翻刻もされている(前掲田中史料紹介、史料二、二八三―二八四頁)。天明二年の誓約書については筆者も前稿で内容の整理を行った(前掲下向井論文二〇二年、一七―二〇頁)。同史料は天明五年に同一文章のものが作成されており、当初から三年で更新しようとしていることがわかる(「被仰渡候覚」三井文庫所蔵史料 本一四七四―五二)。
- (5) 「銀札預り手形」寛政七年六月(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料六三)、「銀札預り手形」寛政九年六月(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料六四)、「銀子預り証文控」文化十一年五月(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料七三)。
- (6) 「木綿為御買銀請取証文」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料六六)。
- (7) 「請合申一札之事」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―五一)。
- (8) 「請合申一札之事」文化八年十月(「言送書」鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料三一)、「西紙屋佐兵衛等綿木綿買宿請負証文」文化十一年四月(三井文庫所蔵史料 本一四九〇―一一六)、「西紙屋佐兵衛等綿木綿買宿請負証文」文政元年十一月(三井文庫所蔵史料 本一四九〇―一一四)。
- (9) 「申渡之覚」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―四二)。
- (10) 「西紙屋佐兵衛借財始末書」(三井文庫所蔵史料 本一四七四―四七)。
- (11) 「尾印勤要記」(三井文庫所蔵史料 本一五一六)に「木綿口錢銀高ニイ歩」とあり、木綿口錢が従来木綿買高の1%であったことがわかる。
- (12) 「買方示合書」寛政五年十月(前掲田中史料紹介、史料一七、二九四―二九六頁)。なお『鳥取県史』(第八卷近世史料、史料番号三三〇、六六二―六六四頁、一九七七年)の「三井八郎右衛門店木綿買方示合書」も同一の

史料である。

- (13) 伯州の木綿仕入ではしばしば、買宿の口銭設定を変更ことがあった。例えば文政十三年に西紙屋佐兵衛の買宿業務を親類の吉田屋彦三郎が代行する際に、口銭を「老歩半」（一・五％）とし、彦三郎に「老歩通」（一％）、佐兵衛に「五朱通」（五％）割り当てるようにしている（西紙屋佐兵衛殿吉田彦三郎殿江申渡書写」三井文庫所蔵史料 続五六三―一四）。
- (19) ただし、伯州方積金と伯州方が同一のものか、伯州方の中に伯州方積金が含まれるのか、現時点で判断できていない。
- (21) 「御預り残銀年賦返還約定証文写」（鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料六五）。
- (22) 「為替銀請取証文」（鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料六八）。
- (23) 寛政四年の借銀一件における口銭増強について、武居氏は、買宿から仕入努力や越後屋への忠誠心を引き出すための誘因となっていると評価している（武居前掲書九九―一〇〇頁）。
- (25) 前掲賀川書四〇六頁、前掲『三井事業史』四二八頁。
- (26) 前掲武居書九〇―九二頁。なお、このいくつかの部分については武居氏著書への書評において意見を付した（下向井紀彦「書評 武居奈緒子『大規模呉服商の流通革新と進化 三井越後屋における商品仕入体制の変遷』『東北アジア研究』一九、二〇一五年）。
- (27) 前掲下向井論文二〇二二年、二一―二五頁。
- (28) 前掲下向井論文二〇二二年、一七―二〇頁。
- (31) (32) (33) (35) 「永代帳」（三井文庫所蔵史料 別二二〇一）。太儀料・路用銀・褒美銀といった、手代に対する臨時支出を記録した史料である。
- (34) ただし、路用銀以外の金銀を持って下向する手代もいたようである。弘化四年に買方役として伯州に下向した水谷友次郎は、「御出立之砌、金百疋あら木氏・丸山氏より御餞別被成候」と書いているように、出立時に「あら木氏・丸山氏」なる外部の人物から金一〇〇疋（＝金一步）を餞別に受け取ったという（水谷友次郎宛青木常三郎書状」弘化四年二月十二日「雑2」鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料四三四）。場合によっては、店外の懇意の人物から餞別を貰い、路

用の足しにする者もいたのであろう。

(36) たとえば、天明五年の大石平右衛門の太儀料は金一〇〇〇疋(二・五両)、寛政四年の沢田文次郎の太儀料は金二両であり、概ね金二両程度であった(「永代帳」三井文庫所蔵史料 別一二〇一)。

(37) 「道中小遣帳」(三井文庫所蔵史料 本一四九九―三七)。

(38) 管見の限り、伯州買方役の路用銀規定は「永代帳」(三井文庫所蔵史料 別一二〇二)、「御褒美役料小遣料控」(三井文庫所蔵史料 続八一八)に記載されている。

(39) 「御褒美役料小遣料控」(三井文庫所蔵史料 続八一八)。

(40) 「尾印勤要記」(三井文庫所蔵史料 本一五一六)。

(41) なお、路用銀に残余が生じた場合、手代の手元に残るのか、京本店に返上し次年度改めて支給されるのか、現時点では明らかにできていない。今後の課題である。

おわりに

以上、本稿では寛政四年の西紙屋借銀一件の顛末、借銀一件の処理とその後の仕入体制の転換についてみてきた。内容を整理すると以下の通りである。

寛政四年に発覚した西紙屋の借銀とは、西紙屋の商売の失敗にともなう借銀の増大、西紙屋に預けていた越後屋の木綿仕入金流用による損失補填、そのことによって越後屋が蒙った金銭的損失であった。越後屋は西紙屋が告白してくるまで西紙屋の経営実態と借銀状況について把握できておらず、借銀が銀四〇貫目になるまで対応できなかった。銀四〇貫目を超える借銀の返済に対して、西紙屋では対処不能に陥っていた。西紙屋佐兵衛は上京して越後屋に助力を要請し、

越後屋も対応に乗り出すことになった。借銀返済交渉の過程において、越後屋側と買宿側は協議を重ね、借銀処理策を検討していった。銀四〇貫目余の損銀について、越後屋側は銀二〇貫目の返済を要求したのに対し、買宿側は銀一〇貫目の返済しかできないと主張し、双方の妥協点として銀一五貫目を親類中で補い、銀二五貫目余を「出世証文」を取った上で出世払いとする形に落ち着いた。越後屋側が借銀処理策を買宿側に押しつけるのではなく、むしろ買宿側の要望に対して越後屋側が譲歩した結果となっている。また越後屋では「金銀差引帳」上で伯州方の預り銀四〇貫目余のうち、銀二五貫目余を貸し扱いにした。帳簿上には銀四〇貫目余の損銀や親類中からの銀一五貫目余の補償などは出てこず、銀二五貫目余を西紙屋に貸し付けた形で処理している。買方役帰京後に買宿が引き続き木綿仕入を行っており、そのため仕入残金を買宿に残しておく状況が恒常化することは、仕入開始当初に想定していなかったのだろう。寛政の借銀一件により、買宿に仕入資金を預ける場合を想定した体制整備を図ることになった。

借銀処理後の方針として、買宿へのでこ入れとして口銭の増強を行いつつ、綿・木綿・紅花以外の余商売禁止を通告した。勝手商売を制限して、口銭増強による借銀返済を促そうという処置とみることができるといえる。

借銀一件で問題となった預け銀も適正管理に向けて制度改革を行った。まず、買宿に提出させる買宿請負の誓約書の文言が改訂され、預り銀の適正管理の項目が加えられた。さらに新たに仕入規則を定めて、買宿に周知することとなった。借銀一件をもたらしただ遠因でもある帳簿での勘定の徹底と仕入金の管理強化が多く盛り込まれており、借銀一件を踏まえた規則制定といえる。

また、越後屋から現地に派遣する買方役の派遣体制も改められ、人数を一名から二名体制に増強した。増加しつつある伯州木綿仕入への対応であるとともに、買方役赴任時の仕入資金の適正な管理と帰京時の帳簿の勘定合わせのチェック体制を強化するものであった。また、路用銀を京本店負担とする規程を新たに設け、上州など越後屋から買方役を派

遣している他地域と同様の体制を構築することになった。仕入金からの路用銀流用の防止策であるとともに買方役が資金面で買宿に依存することを避ける策だったと思われる。以後、文政元年～同八年の鳥取藩の流通統制の期間、嘉永年間以降の買方役派遣中止を除き、基本的にこの規則と体制に基づいて伯州木綿の仕入を行っていく。前稿で明らかにしたように、天明末年に行った伯州での仕入体制の整備（西紙屋の間屋役への就任、為替取組による鳥取藩銀札場での藩札受取による仕入金確保）に引き続き、寛政五年段階にいたり買宿の規則改定・成文化と、買方役体制の整備を行ったことで、越後屋の伯州木綿仕入体制は一つの完成型を成すことになったのである。この点において、寛政四年の借銀一件は極めて重要な事件だったといえよう。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費26770236の助成を受けた研究成果の一部である。